

平成 26 年 3 月 12 日

物件等競争入札参加有資格者の皆様

高知市総務部契約課

団地下水道汚水処理施設等に係る業務委託の最低制限価格の設定等について

本市では、平成 23 年 4 月 1 日付けで施行した「高知市入札・契約制度基本方針」及び「同推進計画」に基づく入札・契約制度の見直しにおいて、入札におけるダンピングを防止し適正な業務の履行を確保するため、業務委託における予定価格及び最低制限価格の設定方法等の適正化に取り組んでいます。

本年度は、団地下水道汚水処理施設及び農業集落排水処理施設に係る業務委託について検討を行い、最低制限価格の設定の対象となる業務を追加するとともに、最低制限価格の決定方法を改めることとし、「高知市業務委託契約における最低制限価格の設定及び公表に関する要綱」（以下「要綱」という。）を一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとしました。

本改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札案件から、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象業務等

(1) 最低制限価格の決定方法を変更する業務

団地下水道汚水処理施設運転管理業務

(2) 最低制限価格の設定対象契約に係る業務として追加する業務

① 団地下水道汚水処理施設汚泥搬出業務

② 農業集落排水処理施設運転管理業務

③ 農業集落排水処理施設汚泥搬出業務

④ 農業集落排水処理施設中継及び宅排ポンプ保守点検業務

2 上記 1 に掲げる業務の委託契約における最低制限価格の決定方法

上記 1 に掲げる業務の委託契約における最低制限価格は、当該対象業務の内容等を勘案して、予定価格を構成する費目別に一定率を乗じて得た額を合計した額とします。

（上記 1-(2)-①団地下水道汚水処理施設汚泥搬出業務及び上記 1-(2)-③農業集落排水処理施設汚泥搬出業務（以下「汚泥搬出業務」という。）については、当該合計額を 1 m³当たりの単価に換算する。）

この方法により算出した額が予定価格の 100 分の 60 に満たない場合は、予定価格に 100 分の 60 を乗じて得た額の千円未満（汚泥搬出業務については、1 円未満）の額を切り上げた額を最低制限価格とします。

また、予定価格の 100 分の 80 を超える場合は、予定価格に 100 分の 80 を乗じて得た額の千円未満（汚泥搬出業務については、1 円未満）の額を切り捨てた額を最低制限価格とします。

以上